

習志野商工会議所報

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

10

2015. Vol.343

JAPAN RESTART
日本再出発



習志野トリビア Vol.6

七年祭

【小祭】 9月12日(土)、13日(日)

【大祭】 10月31日(土)~11月2日(月)

写真提供:習志野市

丑年と未年の秋に、船橋市三山の二宮神社の「七年祭り」が行われます。その起源は、馬加康胤の安産祈願と安産御礼の故事に由来すると言われています。全部で9つの神社が集まる盛大な祭りとなり、市内では菊田神社と大原大宮神社が参加します。

※社内でご覧ください

発行所 習志野商工会議所 発行人 会頭 白鳥 豊

〒 275-0016 習志野市津田沼 4-11-14 TEL 047 (452) 6700 FAX 047 (452) 6744 HP <http://www.narashino-cci.or.jp> Eメール key21@narashino-cci.or.jp

目報告

第111回常議員会を開催

9月28日(月)、商工会議所会館にて第111回常議員会を開催しました。

協議事項については、予算規則の一部を改正する規則の制定(ものづくり企業等販路拡大支援事業特別会計収支予算の追加)、平成27年度補正予算、常議員の選任他、計4議案について原案通り可決承認されました。

報告事項については、市民まつりの開催結果などの報告がありました。

目報告

工業部会 若手リーダー育成事業「台湾経済視察」を実施

工業部会(樋口恵己 部会長)では、9月2日(水)～5日(土)に、台湾経済視察(若手リーダー育成事業)を実施し、今後のものづくりの現場を担う若手後継者や幹部候補者など総勢12名が参加しました。

アジア経済圏でも確たる地位を築き成長著しい「台湾」。活発な研究開発が行われ、高品質の製品とサービスで、国際的なブランドを育むと同時に、中国大陸の生産資源の運用にも有利なため、量産規模達成の迅速化が可能となるイノベーションと研究開発に最適な基地として再び注目されています。

今回の視察では、(公財)交流協会を訪問後、台北市日本工商会との意見交換会を実施。2日目と3日目には現地企業を訪問(タイナジーテック、台中精機、森永製菓台北工場、三龍産業、益車站)と台日産業連携推進オフィス(TJPO)を視察・訪問し、参加者は胎動する国際経済と技術競争の現場を肌で感じる機会となりました。

工業部会では、今後も地域の中小ものづくり企業の技術高度化と発展および将来の核たる若手経営者・後継者、幹部候補生等の人材育成に積極的に取り組んでいきます。



森永製菓台北工場にて

目報告

創業・企業支援事業「創業講演会」を開催

9月5日(土)、商工会議所会館にて創業講演会を開催しました。

講師には、訪問歯科医療を全国展開し、歯科医療グループの最大手のDSヘルスケアグループの寒竹郁夫氏(代表・CEO)を迎え、創業・企業を志す30名が参加しました。

講演会では、「夢なき者に成功なし」のタイトルのもと、寒竹氏の創業時から現在の事業、また今後のグローバル展開に向かうあゆみを紹介するとともに、参加者への力強いエールが送られました。

当所では、10月3日(土)から開講される創業塾など、各種の創業支援プログラムを通じて、今後も積極的に市内での創業・企業の促進誘導を図っていきます。



DSヘルスケアグループ代表・CEO 寒竹氏

目報告

第2回マイナンバー制度対策講座を開催



みらいコンサルティング(株) 佐竹氏

9月18日(金)、習志野商工会議所会館にてマイナンバー制度対策講座を開催しました。講師に、みらいコンサルティング(株) コンサルタント 佐竹氏をお招きし、ご講演いただきました。

マイナンバー制度の導入にあたり、ITシステムの改修、取扱いについての注意事項、個人情報保護法との違いなど、各事業所で必要な準備、対応方法などについて講演頂きました。

習志野商工会議所では、「マイナンバー制度」につい

てのご相談を随時受付けていますので、ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

募集 AIBO修理などで話題の会社 A・FUN(株)(本大久保) 代表取締役 乗松氏セミナー

ソニーが2014年にサポートを打ち切ったAIBOを修理できる会社としてメディアにも多数取り上げられている、元ソニーのエンジニア集団が所属する修理会社「ア・ファン」代表取締役 乗松氏が講演を行います。お電話でお申し込みください。

日 時 平成27年11月10日(火) 午後5時～7時
テ ー マ 「修理技術で人を幸せにする」
講 師 A・FUN株式会社 代表取締役 乗松伸幸氏
場 所 習志野商工会議所 3階大会議室
費 用 無料
主 催 習志野ベンチャーNETS、習志野商工会議所
問 合 せ 中小企業支援室 原田

募集 10/17(土)・18(日) 第5回習志野ドイツフェア & グルメフェア 2015開催

今回で5回目となる「習志野ドイツフェア&グルメフェア」が10月17日(土)・18日(日)の2日間開催します。

ソーセージ発祥の地とされる習志野市。当時のレシピを再現して作られた「習志野ソーセージ」の販売をはじめ、ビール、ワイン、パンなどのドイツ食品の販売が行われます。

また、習志野商工会議所会員事業所が腕を振るって提供する自慢の逸品グルメが集結した「グルメフェア」が今年も開催されます。

特設ステージではドイツ民謡などのイベントも盛りだくさんですのでぜひご来場ください。

日 時 10月17日(土)、18日(日) 11時～19時
(18日は20時まで)
場 所 津田沼公園、モリシア津田沼
問 合 せ 中小企業支援室

募集 工業部会主催 先端技術視察研修会開催 (株)牧野フライス製作所 ／リニアモーターカー)

工業部会(樋口恵己部会長)では、会員事業所の技術振興及び人材育成等を目的に、「クオリティーファースト」のコンセプトのもと、高精度・高品質の精密加工技術を追求する大手工作機械メーカー「(株)牧野フライス製作所」の富士勝山工場ならびに、超高速新幹線として実用化に向かうリニアモーターカー技術の施設見学を実施しますので、ぜひご参加ください。

日 時 11月12日(木)・13日(金) (1泊2日)
視 察 先 山梨県南都留郡富士河口湖町 他
①山梨県立リニア見学センター
②(株)牧野フライス製作所(富士勝山工場)
定 員 20名
費 用 18,000円程度/人(宿泊、食費、保険代等)
※2日目のゴルフ・観光・食事代等は自己負担
問 合 せ 中小企業支援室 堀・並木

お知らせ 「商工会議所福祉制度」 キャンペーン実施のお知らせ

ベストウィズクラブでは、「福祉制度キャンペーン」を9月15日～11月30日に実施します。キャンペーンは、「商工会議所福祉制度」を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただく事を主な目的としています。

経営者、役員の皆様の保障や退職金準備をはじめ、入院、介護、老後に備えた様々な補償ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険(株)の推進員がお伺いした際には、ぜひご検討くださいますようお願いいたします。
※「ベストウィズクラブ」は、商工会議所共済制度、福祉制度の普及や推進を目的とし、全国各地の商工会議所およびアクサ生命保険(株)により運営されている組織です。



特集

第2回 解説マイナンバー



平成28年1月から「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)がスタートする予定です。7月号では、マイナンバー制度の法律の概要について解説をしましたが、今月号ではマイナンバー法の社会保障関連を中心とした注意点を解説します。

10月から通知開始

■ 外国籍も対象者

マイナンバーは、今年の10月から住民票のある人全員に付番され、住民票の住所地に世帯ごとにまとめて、簡易書留で送られる通知カードによって通知されます。ここでご注意くださいのは、国籍は関係ない点と、住民票の所在地に簡易書留で届く点です。平成24年7月から、外国籍でも3カ月を超えて在留する中長期在留者には住民票が作成されるようになりましたので、この場合はマイナンバーの対象となります。

また、実際の住所と住民票の所在地が異なる場合、通知が届かないケースなどが考えられます。さらに、簡易書留は、1回目の配達日から7日以内に受け取れない場合は差出人へ戻されてしまいますので、不在がちな場合は注意が必要です。今のうちに従業員へのマイナンバーの受け取り方法の案内を始めておきましょう。

■ 年末調整が収集の機会

次に、マイナンバーを利用する事務は厳しく制限されており、①社会保障、②税、③災害対策の3つの分野のみとなっています。そのうち、①の社会保障分野で一般企業に関連する事務においてマイナンバーを利用できるのは、健康保険・厚生年金保険・国民年金・雇用保険などの法令で決められた手続となります。

マイナンバーの利用開始は原則平成28年1月からですが、健康保険・厚生年金保険などの社会保険については1年遅れの平成29年1月から開始予定です(国民健康保険組合は原則通り)。そうすると、一般企業において、3分野のうち最も早くマイナンバーを収集する機会が来るのは、②の税分野における平成27年の年末調整でしょう(従業員から「平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の回収が行われるため)。

厳格な本人確認方法

■ 番号カードを活用

マイナンバーを利用する事務は厳しく制限されており、①社会保障、②税、③災害対策の3つの分野に関する手続き書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人にマイナンバーの提供を求めることができます。その際には利用目的の明示とともに、なりすましなどの防止のために本人確認が求められています。

この本人確認の方法も厳格に決められており、そのマイナンバーの番号が正しい番号がどうかの確認「①番号確認」と、その手続きを行っている者がそのマイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確

認]を行わなければなりません。この①、②の2つを同時に行えるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降希望者に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

希望者は申請書に署名または押印をし、写真を添付の上、送付すると無料で「個人番号カード」の交付を受けられます。平成28年1月以降に個人番号カードの受け取り通知が届いたら、各市町村の窓口で受け取ります。また、個人番号カードの有効期限は、20歳以上が10年、20歳未満が5年となっています。

■ 年内は旅券などのチェックで対応

「個人番号カード」の発行は平成28年1月以降となりますので、今年末の場合「個人番号カード」以外の本人確認の方法となるでしょう。個人番号カードが無い場合は、原則として「①番号確認」を「通知カード」か「マイナンバー記載の住民票」で、「②身元確認」を「運転免許証」か「パスポート」などで行うようになっています。もっとも、マイナンバーの住民票への記載は平成28年1月以降となっていますので、今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。

それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などはどうなるのでしょうか。これらのルールについて詳細に定められていますが、3分野の事務のうち②の税分野について国税庁(税分野の個人番号利用事務実施者)が「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」を公表していますのでここに書かれた例示に従って本人確認をすることができます。

しかし、①社会保障分野については、平成27年7月14日現在、厚生労働省(社会保障分野の個人番号利用事務実施者)からこれらの基準は公表されていません。従って、①の社会保障分野における本人確認の仕方は原則通りの方法となりますので注意が必要です。

■ マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認	身元(実在)の確認
個人番号カード	
通知カード or 住民票(番号付き)	+ 運転免許証 or パスポート
など	など
※上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 など	※上記が困難な場合は健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 ※雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない など

出典:内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省「マイナンバー-社会保障・税番号制度民間事業者の対応」(平成27年5月版)

4 マルケイ融資をご利用ください[年利1.25%で2,000万円まで(9月28日現在)。無担保・無保証人]

マル経融資とは、小規模企業の方が商工会議所の経営指導を経て、融資申込みをする「無担保・無保証・低利」の国の制度です!

■ 第3号被保険者の届出には注意

なお、②の税分野における、「扶養控除等申告書」の会社への提出義務者は従業員となるため、本人確認は従業員のみでよく、扶養親族の本人確認は会社がする必要はありません。それに対し、国民年金の第3号被保険者の届け出は会社への提出義務者は配偶者である第3号被保険者となるため、従業員のマイナンバーと配偶者である第3号被保険者のマイナンバー両方の本人確認が必要です。

さらにご注意くださいのは、このときに従業員が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知カード」「運転免許証」や「パスポート」などは現物の提示が求められていることにも注意が必要です。

安全管理は事業者の責務

■ 漏えい防止へ体制整備を

特定個人情報の取り扱いについて、特定個人情報保護委員会が示したガイドラインがあります。これによる事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、次の7つが示されています。

1. 基本方針の策定

策定は義務ではありませんが、考え方の根幹をなす部分ですので策定いただくと良いでしょう。

2. 取扱規程など

従業員数100人超の規模の事業所は策定しなければなりません。マイナンバーの①取得、②利用、③保存、④提供、⑤削除・廃棄の5段階について、取扱方法、責任者、事務取扱担当者(以下担当者)の任務などについて規定します。

3. 組織的安全管理措置

責任者や担当者の役割、特定個人情報などの範囲、情報漏えいなどの報告連絡体制などの組織体制を整備します。その上で、取扱規程などに基づく運用と、その状況確認の手段を整備し、万が一の情報漏えいなどの事案に対応する体制の整備をします。また、定期的な見直しを行います。

4. 人的安全管理措置

担当者の監督と教育を行います。そのため就業規則などに研修や特定個人情報などの秘密保持に関する事項を盛り込みます。

5. 物理的安全管理措置

事業所内の特定個人情報ファイル(以下ファイル)のシステムを管理する「管理区域」と、特定個人情報の事務を実施する区域「取扱区域」を明確にします。その上で、「管理区域」への入退室管理、機器などの持ち込み制限や、「取扱区域」に間仕切りなどを設置し、担当者以外の者が容易に特定個人情報に接することがない座席配置などをして区域を管理します。

また、取り扱うパソコン、USBメモリーや書類な

どは、施錠できるキャビネットに保管するなどして盗難や紛失などを防止します。電子媒体などを持ち出す場合は、データの暗号化、パスワードの設定、施錠可能なケースやかばんに入れるなどの対策をします。

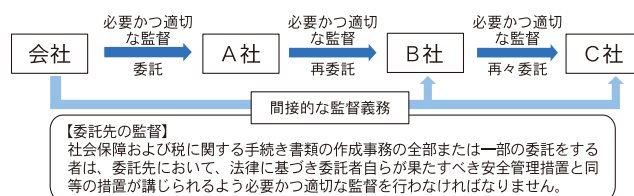
そして、個人番号関係事務を行う必要がなくなった場合で、法令の保存期間などを経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに焼却・溶解・シュレッダーなどで復元できないように削除あるいは廃棄し、その記録を保存します。また、委託する場合は証明書などにより削除あるいは廃棄を確認します。

6. 技術的安全管理措置

情報システムを使用する場合、アクセス権を担当者に限定します。また、アクセスできるファイルの範囲をアクセス制御します。その際、担当者のアクセス権の有無については、ユーザーID、パスワードなどを使い、アクセス者の識別と認証を行います。そして、ファイアウォールなどの設置や定期的なログ管理や分析を行い必要な対策をします。

さらに、インターネットなどの使用は通信経路を暗号化することや、情報システム内の特定個人情報などのデータの暗号化や、パスワード設定をするなどして情報漏えいなどの防止をします。

■ マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要



出典:内閣官房・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省「マイナンバー-社会保障・税番号制度民間事業者の対応」(平成27年5月版)

■ 委託先への監督も必要

7. 委託先における安全管理措置

「委託元」が、「委託先」に対して「必要かつ適切な監督」を行わなかった結果、漏えいなどが発生した場合、番号法違反と判断される可能性があります。

「必要かつ適切な監督」とは、①委託先の適切な選定(自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かあらかじめ確認するなど)、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結(秘密保持義務、目的外利用の禁止、再委託の条件、従業員への監督・教育など)、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握、が含まれます。

以上のように、規定類や契約書などを作成しなければなりません。特に「就業規則」については、利用目的の明示、本人確認のための書類などの提出時期や義務、担当者の教育や監督、研修受講の義務、秘密保持、情報漏えいなどの防止や懲戒などを規定する必要があります。

なお、就業規則の変更は常時10人以上の労働者を使用している事業所は、労働者の意見書を添えて、労働基準監督署長に届け出なければなりませんので、ご注意の上、早目の対応が必要です。

(特定社会保険労務士・小林元子)



2015年 秋季リーグ公式戦 in フロンティアサッカーフィールド (秋津サッカー場) オービックシーガールズ勝利!

9月27日(日)オービックシーガールズが地元習志野市秋津(フロンティアサッカーフィールド)で明治安田パイレーツと戦い、68対2で見事勝利しました。会場には多くのファンが来場し、地元開催ということもあり、スタンドはアクアグリーンに染まりました。

王座奪還を目指す2015年秋季リーグは現在2勝1敗中。引き続き熱い応援をよろしくお願いいたします。



応援バスツアー 参加者募集!

習志野商工会議所では、必勝を期して応援バスツアーを開催します。相手は強敵「富士通フロンティアーズ」。ぜひご参加ください!

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

日時 10月17日(土) 11時50分出発

費用 大人:3,000円 高校生以下:1,500円
(懇親会費含め)

定員 30名(定員になり次第締切)

対象 どなたでもご参加できます。

特典 ①応援グッズ・チケット付

②選手との食事会

③よくわかるアメフト講座を車中で開催

問合せ 習志野商工会議所 岡畑

駅から近くて便利! 貸会議室をご利用ください!

JR津田沼駅から徒歩10分、京成津田沼駅から徒歩5分ととても便利な立地にある習志野商工会議所では、会議、サークル活動、パソコンセミナー、研修会、講演会、パーティーなど幅広くご利用いただけます。会場をお探しの方はぜひ習志野商工会議所までご相談ください。

会議室利用料(税込) [単位 円/1H]

区分	大会議室(ABC)	会議室(AB)	大会議室(C)	研修室	特別会議室	ITルーム
会員	6,170円	4,120円	2,060円	820円	5,140円	1,640円
一般	8,020円	5,340円	2,670円	1,030円	6,690円	2,060円

※貸出時間は9時~22時(年末年始を除く)

※平日18時以降および土・日・祝祭日については、上記の料金のほかに時間外警備料(1時間1,500円)が加算されます。



研修室(定員約10名)



ITルーム(定員約20名)



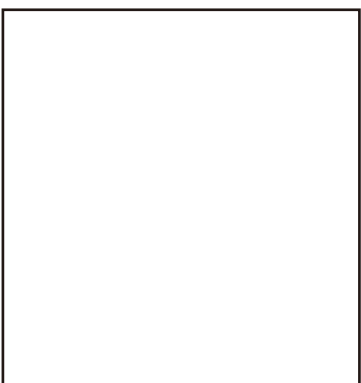
特別会議室(定員約22名)



大会議室(定員約130名)

お申込み・日程等のお問合せ

習志野商工会議所 担当:柴崎・工藤
〒275-0025 習志野市津田沼4-11-14
TEL:047(452)6700 FAX:047(452)6744
HP: <http://www.narashino-cci.or.jp/>



お知らせ 募集

習志野商工会議所
TEL: 047 (452) 6700

募集

経営者のための労務個別相談会

日時 10月15日(休) 13時～16時
場所 習志野商工会議所
内容 就業規則の作成、社会保険への加入、解雇・残業代等を巡るトラブル、問題社員への対応他

対象 経営者、労務管理者

相談員 千葉県社会保険労務士会船橋支部所属 社会保険労務士

費用 無料

定員 3名(予約制)

無料行政書士相談会

会社、NPO法人等の設立、各種許認可や登録の申請、相続・遺言書作成など日常生活に関するお困りごとなどをお気軽にご相談ください。

日時 10月16日(金)
各日13時～16時(要予約)

場所 習志野商工会議所

費用 無料

相談員 千葉県行政書士会葛南支部所属

申込 中小企業支援室

発明相談会

日時 10月20日(火)
各日9時～16時

場所 習志野商工会議所

費用 無料

相談員 (社)発明協会所属相談員

問合せ 中小企業支援室

パソコン会計入門セミナー

日時 11月6日(金)

13時～16時30分
場所 習志野商工会議所
内容 パソコン会計導入設定のポイント、帳票入力(演習)など
※弥生15シリーズ体験版プレゼント

費用 【会員】3,000円

【一般】5,000円

定員 10名

問合せ 中小企業支援室

第25回習志野市内事業所従業員表彰式～市長・会頭から受賞者全員に直接表彰状が手渡されます～

市内事業所に勤務する優良従業員の方々を対象に、習志野市と共催で表彰式を開催いたします。この表彰式は従業員の功労をたたえ、勤労意欲の高揚を図ることを目的としています。貴社の福利厚生事業の一環として、がんばっている従業員をぜひご推薦ください。

日時 11月17日(火) 16時～18時

場所 銀座アスター津田沼賓館

内容 詳細は同封のチラシをご覧ください

問合せ 経営室 橋本

お知らせ

(公社)習志野青年会議所主催セミナー 自己を見出す「己の価値とは」～挫折があるから、現在(いま)がある、女子プロレス界の再起をかかえる想い～

日時 11月11日(火)
19時30分～21時

場所 習志野商工会議所

講師 長与千種氏
(女子プロレスラー)

費用 無料

定員 50名

問合せ (公社)習志野青年会議所
TEL: 047 (452) 9909

平成27年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

日時 11月11日(火)
用紙配布 13時～13時45分
説明会 13時45分～16時

場所 習志野市民会館
(本大久保3-8-20)
※駐車場はありませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。

問合せ ○説明会、源泉所得税関係
千葉西税務署
源泉所得税担当
TEL: 043 (274) 2111
内線222～224
○用紙請求、法定調書関係
千葉西税務署
管理運営部門
TEL: 043 (274) 2111
内線122～123

平成28・29年度入札参加資格審査申請(当初申請)について

市および市企業局の入札に参加するには、入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。入札参加資格申請は「ちば電子調達システム」を利用した電子申請で行います。

■申請期間

平成27年9月16日(水)～
平成27年11月16日(月) 午後5時必着
※詳細は市ホームページまたは県電子自治体共同運営協議会ホームページをご覧ください。

■問合せ

県電子自治体共同運営協議会
TEL: 043 (441) 5551
URL: <http://www.e-chiba.org/>

障害年金無料個別相談会のお知らせ

「障害年金の申請をしたいが複雑でよくわからない」など年金の専門家である社会保険労務士が無料でご相談に応じます。

日時 10月13日(火)、11月10日(火)、
12月8日(火)、1月12日(火)、
2月9日(火)、3月8日(火)
(毎月第2火曜日開催)

場所 習志野商工会議所

費用 無料

問合せ NPO法人みんなサポートちば
TEL: 043 (301) 2311
FAX: 043 (301) 2312



レブステーキ



住所：習志野市実籾 1-2-12 メディカルセンタービル 2F
 代表者名：萩野 茂さん
 TEL：047 (411) 5908 FAX：047 (411) 6040
 営業時間：11時30分～14時30分(14時LO)
 19時～23時(22時30分LO) 定休日：水曜日

実籾駅徒歩1分メディカルセンタービル2Fに店舗を構える「レブステーキ」。レブステーキ押しメニューは「さがりステーキ」。100グラム単位で注文できますので女性でもボリュームの心配はありません。その他、煮込みハンバーグ、ポークステーキなどメニューも豊富。毎月29日は、さがりステーキ200円引きの「肉の日」を開催中。お近くの方は本格ステーキを味わいに行ってみてはいかがでしょうか。

社会保険労務士・行政書士 吉田事務所



住所：船橋市田喜野井 2-27-2 代表者名：吉田 重治さん
 TEL：047 (405) 2407 FAX：047 (478) 8961
 営業時間：9時～19時 MAIL：yoshida.office001@gmail.com
 定休日：日曜日・祝日 HP：http://yoshida-sr-office.jimdo.com/

労務に関する様々な内容の相談に対応している吉田さんは、問題が大きくなる前に、些細なことでも相談しやすい、労働問題に関する「かかりつけ医」のような存在になりたいと話します。

経営業務に幅広く対応していますので、許認可を取得したい、助成金などを申請したい、給与計算がよく分からないなどお困りの方や、ちょっとした疑問を抱いた際はぜひお気軽にご連絡ください。

眞癒はりきゅう治療室



住所：習志野市谷津 7-7-51 アーバン津田沼 101 号室
 代表者名：宮下 眞理子さん TEL・FAX：047 (409) 8989
 営業時間：10時～13時・15時～19時 定休日：火曜日休診・不定休あり HP：http://www.mayu-hariq.com/

JR 津田沼駅より徒歩3分の好立地に9月16日にオープンしたばかりの「眞癒はりきゅう治療室」。

はり・きゅう治療をメインにアロマトリートメント、高濃度炭酸泉の足浴を組合せ、相乗効果により様々な症状を効果的に改善していきます。

肩こり、頭痛、冷え症といった体の不調だけでなく、認知症や心理面などに対してもよい効果が期待できますので、お悩みの方はぜひお気軽にお相談ください。

セブンイレブン 谷津1丁目店



住所：習志野市谷津 1-18-46 代表者名：高尾 裕二さん
 TEL：047 (472) 1147
 営業時間：24時間営業 定休日：年中無休

習志野市谷津、9月にオープンしたセブンイレブン谷津1丁目店。谷津1丁目店ではネットからお好きなもの注文し、店頭で受け取れる便利なサービス「セブンミール」を取り扱っています。食料品をはじめ、日用品など豊富な品揃えなので、自宅からあまり出られない方にはとても便利なサービスとなっています。また、現在スタッフを募集していますのでご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。